

歯科 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



経営

事業継続を最優先とした支援策

各種助成金・ 給付金の活用法

- 1 医療機関で活用可能な各種支援策
- 2 給付金・助成金申請の留意点
- 3 第二次補正予算による医療関連の支援策
- 4 資金繰り支援融資等の相談窓口

1 | 医療機関で活用可能な各種支援策

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業主に対して、事業の継続を支え、事業に活用できる支援策が次々と創設されています。

具体的には、各種助成金・給付金による補助、資金繰り支援としての無利息無保証融資等の相談窓口の設置、税・社会保険の納税猶予や納付期限の延長等です。

また、これらの支援内容も第一次補正予算、第二次補正予算によって、より活用しやすいよう、条件や金額の拡充がされています。

様々な条件や基準がありますので、上手に活用して経営の維持を図ることがポイントとなります。

1 | 助成金・給付金関連の支援策

新型コロナウイルスの影響で患者が減少し、休診するなどの対応により、スタッフを一時的に休業し、雇用を維持した際に、休業手当等の一部を助成する措置があります。

また、感染症の拡大で特に大きく影響を受けている事業主に対して、事業の持続化継続化を支えるための給付金もあります。

さらに、小学校等に通う子どもがいるスタッフの休職に伴う所得減少に対応する助成金も創設されており、雇用の正規・非正規を問わず対象となっています。

■助成金・給付金関連

●雇用調整助成金の特例措置（雇用保険未加入者は緊急雇用安定助成金）

- ・助成額：職員1名1日につき上限15,000円
- ・主な条件：新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、職員に対して一時的に休業等を行い、雇用を維持した場合に休業手当・賃金等を助成

●持続化給付金

- ・給付額：法人200万円 個人事業者100万円
- ※上限：昨年1年間の売上からの減少分
- ・主な条件：新型コロナの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

●学校等休業助成金

- ・支給額：休暇中に支払った賃金相当額×10/10
- ※1日当たり上限8,330円（4/1以降に取得した休暇等については、日額上限15,000円）
- ・主な条件：新型コロナによる小学校等の臨時休校で、子どもの保護者の職員に年次有給休暇と

は別に有給の休暇を取得させた事業主に助成。

●家賃支援給付金

- ・給付内容：申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）
- ・給付率：2/3
- ・給付上限（月額）：法人=月50万円 個人=月25万円

※但し、支払家賃（月額）のうち給付上限を超えた額の1/3を給付し、給付上限額（月額を法人100万円、個人事業主50万円に引き上げ。

→法人=支払家賃（月額）225万円で上限の100万円（月額）。

個人=支払家賃（月額）112.5万円で上限の50万円（月額）。

- ・主な条件：新型コロナの影響により、5月～12月において以下のいずれかに該当するテナント事業者

いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少。

連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少。

●働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の拡充

- ・上限額：50万円
- ・助成率：費用の3/4を助成（一定の要件を満たせば最大4/5）
- ・主な条件：新型コロナ感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する等を行った中小企業事業主に対し助成

助成対象：就業規則等の作成・変更費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用など

●労働者への休業手当の直接給付制度の新設

- ・給付額：月額33万円を上限に賃金の8割を労働者に直接給付
- ・主な条件：新型コロナにより休業を余儀なくされたが、事業主から休業手当が支払われなかった労働者に国が直接給付

2 資金繰り支援事業の支援策

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の資金繰りを支援できるよう、政府系金融機関や民間金融機関双方での多数の融資制度が活用できます。

また、金融庁は、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して要請を行いました。

■資金繰り支援と相談窓口

【金融庁：政府系金融機関、民間金融機関に対する資金繰り支援要請と相談窓口の設置】

事業者が資金繰りに重大な支障を生じることがないように、返済猶予や既存融資の条件変更等、積極的に支援するよう繰り返し配慮を要請し、相談窓口の設置を行う

- ・ 中小企業再生支援協議会の新型コロナウイルス感染症対策窓口
- ・ 商工中金の新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口

「融資による支援制度」

●新型コロナウイルス感染症特別貸付（※実質無利子・無担保対象）

融資限度額：国民生活事業（小規模企業、個人事業主）8,000万円、中小企業6億円

●セーフティネット保証4号5号（実質無利子・無担保対象 4,000万円まで）

保証枠：一般保証枠とは別枠で最大2.8億円

●危機関連保証（実質無利子・無担保対象 4,000万円まで）

保証枠：一般保証枠とは別枠で最大2.8億円

●福祉医療機構・医療貸付（当初5年間無利子 病院1億円、診療所4,000万円まで）

無担保貸付限度額：診療所4,000万円 病院3億円

●小規模企業共済制度 特例緊急経営安定貸付（小規模医業共済加入者）

貸付限度額：2,000万円（但し、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

3 | 税・社会保険料等の支援策

多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、国税や地方税の納税猶予や軽減、欠損金の繰り戻し還付、社会保険料等の納付期限の猶予制度、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の徴収猶予等、が認められる場合があります。

また、電気・ガス料金の支払いについても支払いの猶予について、柔軟な対応を行うよう、電気・ガス事業者へ要請を行っています。

■税・社会保険料等

●税・社会保険料等の納付猶予、納期限の延長

- ・ 無担保＋延滞税無しで1年間猶予など
- ・ 主な条件：2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上）など

●固定資産税・都市計画税の減免

- ・ 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税の全額又は1/2減免

2 | 給付金・助成金申請の留意点

影響が顕著な事業者への支援策として、給付金や助成金制度が新設や特例措置、条件の拡充がされています。各種申請について条件がありますので、留意する必要があります。

1 | 雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

■雇用調整助成金の条件

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】※下線が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用
（※その他は休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までの場合に適用）

●助成内容・対象の大幅な拡充

- ①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）
- ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 10/10、大企業 3/4）
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ
- ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業 2,400円、大企業 1,800円）
- ④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

●受給要件の更なる緩和

- ⑦生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は5%減少）
- ⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪休業規模の要件を緩和
- ⑫支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和
- ⑬出向要件を緩和（「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に）

●活用しやすさ

- ⑭短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮残業相殺制度を当面停止
- ⑯生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰申請書類の大幅な簡素化
- ⑱休業等計画届の提出が不要（令和2年5月19日より）
- ⑲オンライン申請の開始（運用開始が延期となっておりますので、お待ちください。）

2 | 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、経営の支援として事業全般に広く使える給付金があります。

【給付額】

法人は **200万円**、個人事業者は **100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - （Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - （Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

3 | 家賃支援給付金

売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」があります。

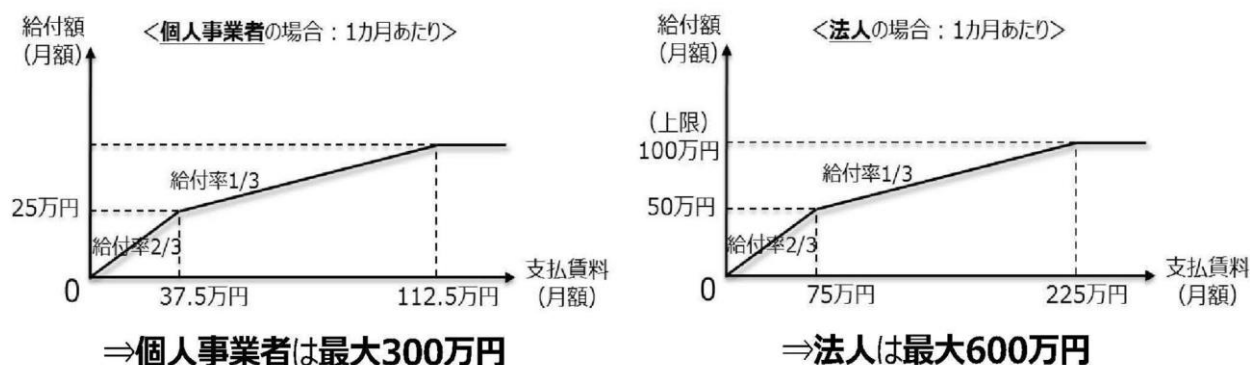
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給



4 | 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。

※大企業、中小企業ともに同様

※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げます。

【適用日】

令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

5 | 働き方改革推進支援助成金

新型コロナウイルス感染症対策として特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対して助成する制度です。

■働き方改革推進支援助成金

●助成対象

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

●助成率：費用の3/4を助成

※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

●上限額：50万円

3 | 第二次補正予算による医療関連の支援策

令和2年度の第二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症に伴う医療関連の支援について、事態の長期化と次の流行の波にも対応できるよう、4つの観点から医療関連の支援を実施することになりました。

1番目は感染リスクを抱えながら医療を提供する医療従事者への支援、2番目には新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援、3番目は地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援、4番目は万全な検査体制、ワクチン・治療薬の開発支援となっています。

1 | 新型コロナ緊急包括支援交付金の増額及び対象の拡大

医療提供体制整備等の緊急対策として新型コロナ緊急包括支援交付金がありましたが、今までの事業のほか、新たに4つの事業が追加されました。

■新設の事業

- 重点医療機関（新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の病床確保等
- 患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- 新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

2 | 医療従事者への支援

感染リスクを抱えながら医療を提供する医療従事者への支援策として、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支援とマスク等の医療用物資の確保と配布が行われることになりました。

■事業目的と事業内容

●事業目的

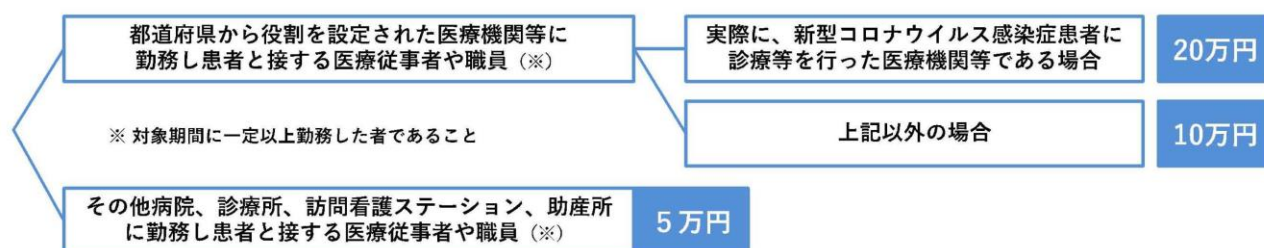
新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、治療を業務として行う医療機関の医療従事者や職員に対し、慰労金を給付する。

●事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大 20 万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として 5 万円を給付する。）

※重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

（給付額）



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

■マスク等の防護関連品の確保と配布

●マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等の確保、医療機関等への配布

3 医療機関等における感染拡大防止等の支援

今後、新型コロナの感染拡大と収束が繰り返し行われていくことが推測される中で、医療機関等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められます。

医療機関等において、院内での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことになりました。

■感染拡大防止対策等に要する費用の補助

●医療機関の取組の例

- ア 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う
- イ 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める
- ウ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う
- エ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する
- オ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

●補助額

- ・以下の額を上限として実費を補助

病院 200 万円 + 5 万円×病床数

有床診療所（医科・歯科）200 万円

無床診療所（医科・歯科）100 万円

薬局、訪問看護ステーション、助産所 70 万円

※救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられない。

（対象経費）・感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

4 PCR等の検査体制の強化

万全な検査体制とワクチン・治療薬の開発支援策として、地域外来と検査センターの設置と研修の推進、PCR・抗体検査の実施、ワクチン・治療薬の開発資金の補助、ワクチンの生産体制の整備に対して、補助を行うことになりました。

■検査体制のさらなる強化

- 地域外来・検査センターの設置、研修推進、PCR・抗原検査の実施
- PCR検査機器の整備、相談センターの強化
- 検査試薬・検査キットの確保
- 抗体検査による感染の実態把握

5 福祉医療機構の優遇融資の拡充

第一次補正予算での福祉医療機構の優遇融資拡充策について、貸付限度額の引き上げや融資条件での据え置きや金利の拡大、資金繰り対策として診療報酬の概算前払い等の条件が拡充されています。

■優遇融資の拡充

- 医療機関別による貸付限度額の引上げ
- 無利子・無担保融資の拡大
- 6月の資金繰り対策としての診療報酬の概算前払い

4 | 資金繰り支援融資等の相談窓口

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、事業者の事業継続等を支援するために、経済産業省や財務省等でも相談窓口を開いています。中小企業再生支援協議会や商工中金が「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開いて、対応の支援を行っています。

1 | 中小企業再生支援協議会

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する公的機関です。

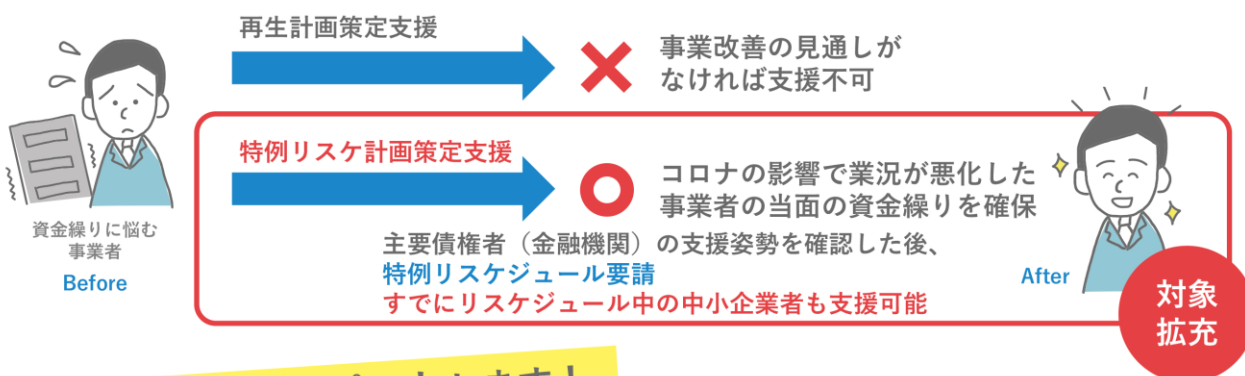
事業再生支援の専門家が、取引金融機関への対応方法や資金繰り・事業計画の作成で困っている事業者や、経営診断を希望する事業者の相談を受けています。

新型コロナの影響で資金繰りに悩む中小企業の事業者へ「新型コロナ特例リスケスケジュール」を立案し、企業支援を行っています。

■新型コロナ特例リスケスケジュールの概要

これまでの再生計画策定支援だけでなく、

既存の借入に**最大1年間返済猶予**を行う**特例支援**が始まります！



こんなピンチをサポートします！



資金繰りのために、とにかく借入返済をリスケジュールしたい！
もともとの経営不振が新型コロナの影響でさらに悪化。
借入の返済計画を大幅に見直せば何とか続けられるかも…

→ **短期間で元金支払いストップ可能！複数の金融機関でもOK！**
金融機関と経営者の間に入って調整します！

出典：中小企業庁 新型コロナ特例リスケジュールの概要

具体的には、特例リスケ策定にかかる助言や、金融機関調整を支援し経営者の負担を軽減し、金融機関調整・合意形成を行います。また、特例リスケ計画を策定後、毎月1回、計画遂行状況をモニタリングします。



■支援の流れ



出典：中小企業庁 新型コロナ特例リスケジュールの概要

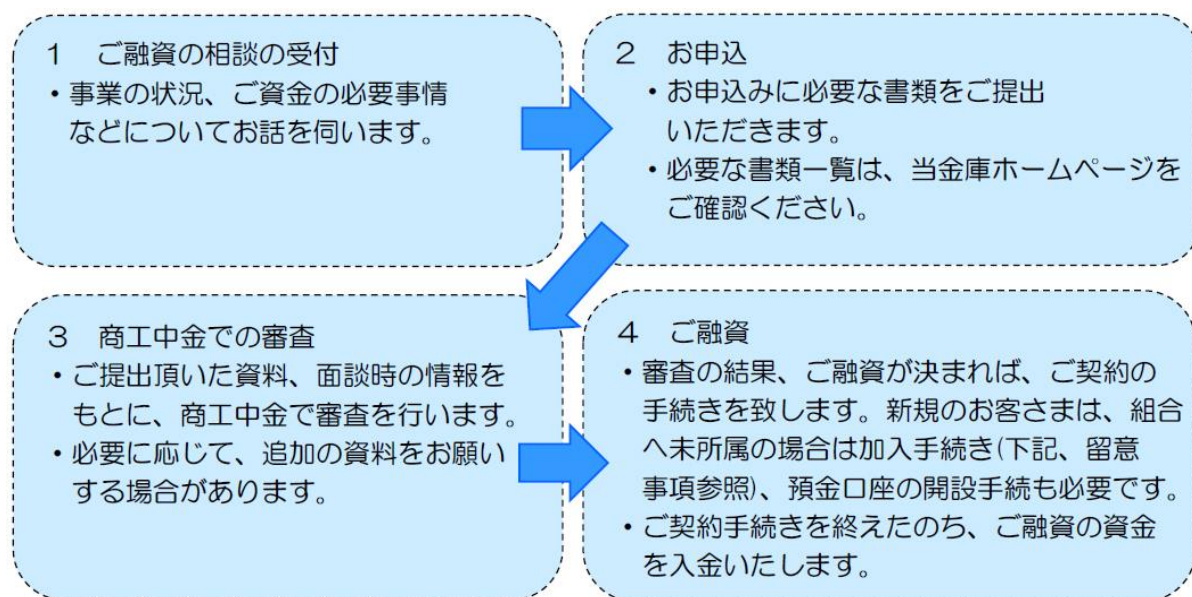
相談の対象となる事業者は、開業届を提出済みの中小事業所であれば、職種を問わずに相談可能です。なお、個人事業者も対象となります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業所に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定支援を行うため、新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール実施要領を令和2年4月1日に制定したものです。

2 | 商工中金の特別相談窓口

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置して、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障をきたしている中小の事業者からの相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資で対応します。

■特別相談窓口対応の流れ



出典：商工中金 新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口

■制度融資ご利用に当たっての留意事項

- 商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員を融資の対象としています。
(未加入の場合はお申込時に商工中金にご相談ください。)
- 融資には審査（金額、貸出期間、据置期間等の条件も含む）があります。
審査の結果、融資を受けられない場合や、希望する条件での融資とならない場合があります。
- 審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。
あらかじめ考慮の上、商工中金に申請することを推奨します。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原則、直近1カ月の医業収入が前年又は前々年の同期比5%以上減少していて、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方が対象となります。

また、申請手続きについては今後公表されますが、別途「特別利子補給制度」により、一定の要件(収入減少:中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方は、残高1億円まで、当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。